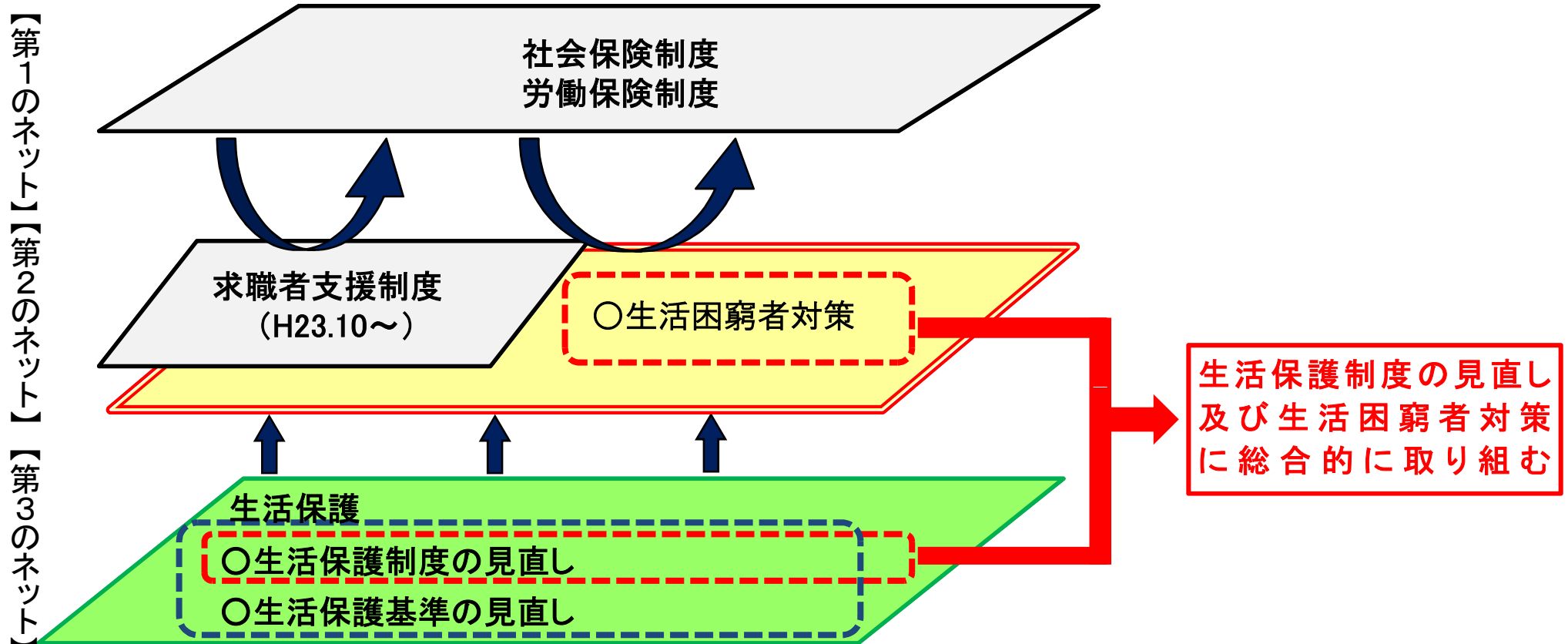


# 生活保護制度の見直しについて

(内容については調整中につき未定稿)

# 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像①

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



## 【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

## 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像②

### 1. 生活保護法の改正

#### 〈ポイント〉

支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方は維持しつつ、以下の見直しを実施(今通常国会に法案提出を検討)

- ①生活保護受給者の就労・自立の促進(就労自立給付金(※)の創設等)  
※保護受給中の就労収入額の範囲で一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことで保護廃止に至った場合に限り支給
- ②不正・不適正受給対策の強化(地方自治体の調査権限強化、罰則の引上げ等)
- ③医療扶助の適正化(指定医療機関制度の見直し等)・後発医薬品の使用促進

### 2. 生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定

#### 〈ポイント〉

生活保護にいたる前の自立支援策の強化を図るため、以下を主な内容とする生活困窮者対策を実施(今通常国会に法案提出を検討)

- ①利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する相談支援事業の創設
- ②離職により住まいを失った人等に対して家賃相当を有期で支給
- ③生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設
- ④生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施 等

### 3. 生活保護基準の見直し

#### 〈ポイント〉

以下の考え方により生活保護基準の見直しを実施(平成25年度予算案に反映)

- ①年齢・世帯人員・地域差による影響の調整
- ②前回(平成20年)の見直し以降の物価の動向の勘案
- ③必要な激変緩和措置の実施

# 生活保護法の一部を改正する法律案について

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

## 主な改正の要点

### 1. 就労による自立の促進

- 安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

### 2. 健康・生活面等に着眼した支援

- 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、健康の保持及び増進に自ら努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。

### 3. 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限を拡大する（就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創設する。）。
- 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せをする。
- 不正受給に係る返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺する。
- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

### 4. 医療扶助の適正化

- 指定医療機関制度について、指定（取消）に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入する。
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、医療機関が受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。
- 国（地方厚生局）による医療機関への直接の指導を可能とする。

施行期日

平成26年4月1日（一部平成25年10月1日）

# 生活困窮者自立支援法案(仮称) について

## 1 法の目的

- 生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施及び居住確保給付金の支給その他の支援を行うことにより、生活困窮者の自立を促進を図り、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること。

## 2 自立相談支援事業の実施

- 福祉事務所設置自治体は自立相談支援事業を実施する。
- 自治体の直営実施のほか社会福祉協議会、社会福祉法人やNPO等への委託も可（他の事業も同様）。
- ①生活困窮者の早期把握、②生活困窮者の就労その他の自立に関する一元的な相談支援、③新制度の事業・給付が計画的に実施されるようプランを作成し、自立まで継続的に支援する業務等を実施
- 従事者に対する守秘義務の設定(他の事業についても同様)
  - ※ 人員配置・運営基準は省令等で規定

## 3 居住確保給付金の支給

- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、居住確保給付金を支給するものとする。
  - ※ 対象者の所得水準や離職期間、支給額・支給要件(期間)、求職活動等の報告義務は現行の住宅手当制度を参考に省令で規定
- 居住確保給付金は家主への代理納付により支給するものとする。

## 4 就労準備支援事業

- 福祉事務所設置自治体は就労準備支援事業を実施することができる。
- 日常生活自立、社会生活自立又は就労自立の支援が必要な者であって、所得が一定水準以下の者に対して、就労の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を有期で実施。
  - ※ 対象者の所得水準（住民税非課税程度）及び支援期間（概ね6～12ヶ月程度）は省令で規定

## 5 一時生活支援事業

- 福祉事務所設置自治体は、一時生活支援事業を実施することができる。
- 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の提供等を実施。

※ 対象者の所得水準(住民税非課税程度)、期間(3ヶ月程度)については省令で規定

## 6 家計相談支援事業

- 福祉事務所設置自治体は、家計相談支援事業を実施することができる。
- 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等の業務を実施。

## 7 都道府県知事等による訓練等を行う事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、就労準備支援事業終了後も就労できない生活困窮者に対し、就労の機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を行う事業主の申請に基づき、当該事業が省令で定める基準に適合すると認める場合、当該基準に該当する事業であることの認定をするものとする。

## 8 地域推進事業（交付金事業）

- 福祉事務所設置自治体は、地域推進事業として、①生活困窮家庭の子どもへの学習等支援事業、②7の事業の立ち上げ支援事業、③7の事業を支援する団体の育成支援、④その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を実施することができる。

## 9 費用

- 自立相談支援事業、居住確保給付金 : 国庫負担 3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業 : 国庫補助 2/3
- 家計相談支援事業、地域推進事業 : 国庫補助 1/2

施行期日

平成27年4月1日（予定）

# (参考) 新たな生活困窮者支援制度の全体像 (イメージ)

国

財源・人材養成等を積極的に支援

実施主体: 福祉事務所設置自治体  
(事業は委託可)

支援対象の中心は経済的困窮者

必須事業

- ・生活困窮者の自立に関する相談支援・就労支援
- ・居住確保給付金

任意事業

- ・就労準備支援
- ・一時生活支援
- ・家計相談支援
- ・地域推進事業 (生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や中間的就労認定事業所の立上げ支援等を内容とする交付金事業)

※ 生活困窮者の就労に向けた支援については、国及び地方公共団体(生活困窮者支援実施主体)がそれぞれの責任において実施するものとした上で、ハローワークと一体となった就労支援に加え、希望する地方公共団体にハローワークの求人情報をオンライン提供することにより地方公共団体自らが職業紹介等の就労支援までを一貫して実施することが可能に。

※ 任意の事業は福祉事務所設置自治体(都道府県については、都道府県下全域又は一部地域の実施も可)が柔軟に実施できるようにする。

## 中間的就労

→ 中間的就労事業所の適格性等を認定する業務については、都道府県・政令市・中核市の必須事業として実施。

・・・法人の自主事業

## 【新制度に係る費用の支出】

- 自立に関する相談支援事業及び居住確保給付金 : **国庫負担 3/4**
- 就労準備支援事業及び一時生活支援事業 : **国庫補助 2/3**
- 家計相談支援事業及び地域推進事業 : **国庫補助 1/2**